平成２５年（フ）第１４号
愛知県豊川市光陽町33番地
破産者　有限会社エス・ディー・サービス
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１０３号
福岡県飯塚市菰田西３丁目17番５号、登記簿上の本店所在地福岡県飯塚市菰田西３丁目233番地の５
破産者　有限会社アシスト
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１３９号
福岡県飯塚市椿413番地の14
破産者　有限会社竹上産業
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２２号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字並松６番地２　並松宿舎Ａ棟304号
破産者　佐々木　守
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１４８号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2209番地12
破産者　山本トシ子
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２２０７号
福岡市博多区博多駅南１丁目４番10―1507号
破産者　劉　　暁玲
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８号
栃木県足利市寺岡町463番地１　ヴィラフローレンスＣ棟106号
破産者　大澤中空成型所こと　大澤　国博
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第２５号
福岡県大野城市白木原３丁目10番７号フェニックス大野城203号
破産者　山本　萬蔵
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１８号
秋田市飯島字坂道端45番地２
破産者　杉本　雄治
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９８号
千葉県四街道市さちが丘２丁目26番３号　川島英正方、開始決定時の住所横浜市鶴見区北寺尾７丁目５番20号
破産者　遠藤　明夫
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５６号
横浜市磯子区氷取沢町150番地４　２棟301号
破産者　黒川　秀男
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６２号
静岡市葵区大岩町９番27―102号、開始決定時の住所静岡市葵区大岩町１番46号
破産者　原野　茂子
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７０号
静岡県湖西市新所1424番地の２、従前の住所愛知県豊橋市牛川通５丁目９番地の７
破産者　原田　公余
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１７号
愛知県豊川市光陽町33番地　メイツ豊川603号
破産者　加藤　純也
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１６号
和歌山県田辺市明洋１丁目３番８号
破産者　津越　孝博
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第３３３号
大阪府大阪市港区築港４丁目２―24　プエルト壱番館603号、住民票上の住所愛媛県松山市空港通２丁目16番26号　Ｍ・ラバーズデー203号
破産者　池田　佳剛
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３０１号
神戸市北区藤原台北町５丁目３番11号棟1206号
破産者　杉山工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年１月９日まで
2　一般調査期日　平成26年２月６日午前10時
平成25年12月５日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１８５号
福岡市南区大橋４丁目29番22―302号
破産者　横山　敏光
1　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
2　一般調査期日　平成26年３月20日午前10時30分
平成25年12月６日
福岡地方裁判所第４民事部